

「沼田市トライアル雇用支援奨励金」制度のご案内

市では、国のトライアル雇用助成金を活用して、就職が困難な求職者等を3カ月間試行的に雇用する中小企業者に対して、沼田市トライアル雇用支援奨励金を交付します。

○交付対象事業者（全ての条件を満たす事業者）

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- (2) 沼田市に店舗、工場又は事業所を有する事業者
- (3) 市税の滞納がないもの
- (4) 国が実施するトライアル雇用助成金の支給決定を受けた事業者

○対象労働者

国が実施するトライアル雇用助成金制度により、試行的に雇用された本市に居住する方

○奨励金の額

対象労働者1人につき、月額12,500円を最大3カ月間交付します。

※ただし、対象労働者が試行雇用期間内に離職等をした場合において、雇用期間が1月に満たないとき、又は1月を単位とする月の途中で離職等をしたときは、当該1月に満たない月又は当該月の途中で離職等をした月については、奨励金を交付しません

○申請方法

トライアル雇用事業終了後、国のトライアル雇用助成金支給決定通知書を受けた日から30日以内に、次の申請書に添付書類を添えて申請してください。

※申請書

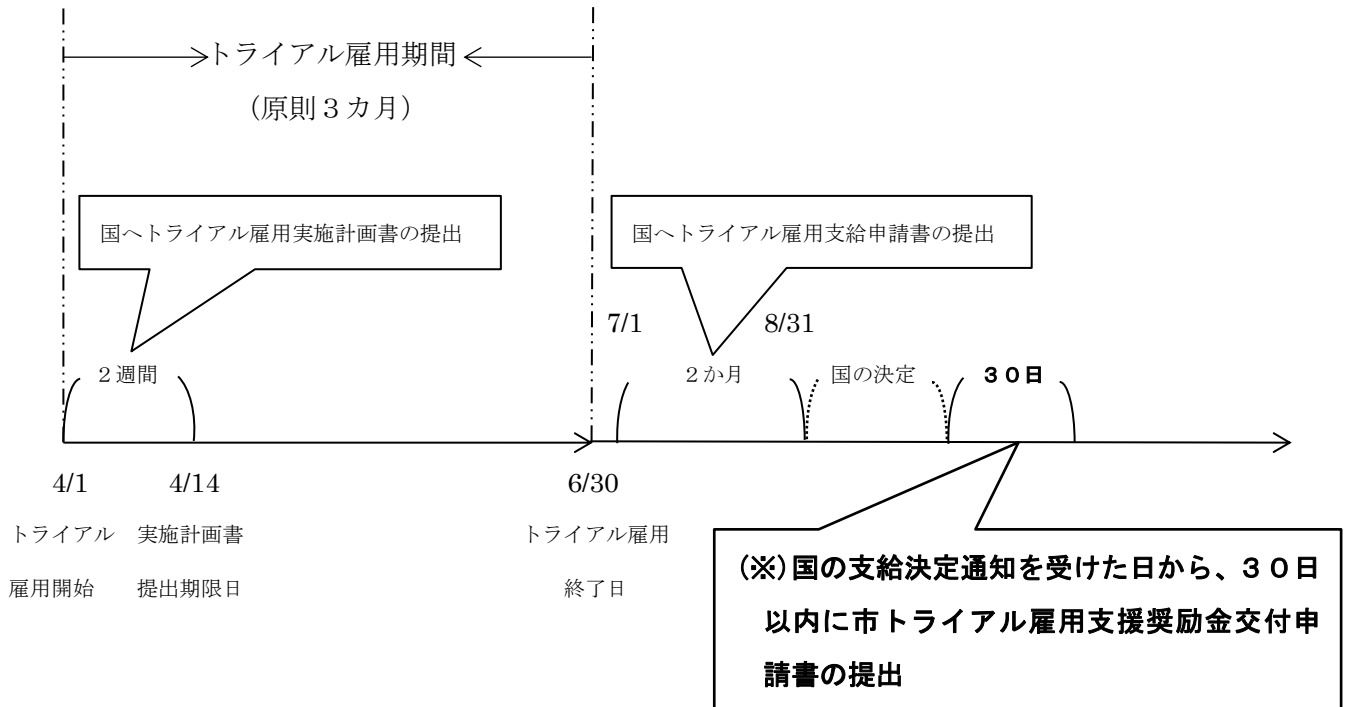
- ・沼田市トライアル雇用支援奨励金交付申請書(様式第1号)
- ・トライアル雇用支援事業雇入れ名簿(様式第2号)

※添付書類

- ・トライアル雇用助成金支給決定通知書の写し
- ・市税の完納証明書（事業所）
- ・出勤簿等の勤務状況が確認できる書類の写し
- ・申請者名義の通帳の写し（通帳を開いた1、2ページ目）

○トライアル雇用支援奨励金制度の流れ

例：トライアル雇用開始日が4月1日の場合



(※) 市の奨励金は、国のトライアル雇用助成金支給決定通知を受けた日から30日以内に、所定の申請書に添付書類を添えて申請してください。申請期限を1日でも過ぎると交付できませんのでご注意ください。

申請及び問い合わせ先

沼田市経済部産業振興課商工振興係

TEL 0278-23-2111 (内線5005)